

申17号

組合員一要求による労働条件向上を求める申し入れ

第2項 育児・介護勤務Aを育児・介護勤務Bと同様に小学校3年生の年度末までの期間とすること。

組合 Fプログラムが始まってから、毎年女性社員採用枠の2割を女性社員が占めている中で、現場から様々な選択肢が求められている。

会社 法律上義務付けられているのは育児・介護Aだ。当社はそれにプラスして行っている。これでベストだとは、思っていない。ニーズや社会の動向によって変化させていく。

現場の声を反映させるため、引き続き議論して行くことを要請！

第3項 妊娠中の子供が死産となった場合、分べん休暇中であっても、葬儀等を執り行う日には忌引休暇を付与すること。

組合 分娩中の子供が死産となった場合、現在は分娩休暇で行われるが、現場の声は忌引休暇を付与すべきというもの。喪に服す心情に配慮すべきではないか。

会社 休暇が競合する場合、最初に取得した休暇が優先される制度であり、分娩休暇をすでに取得している場合は、忌引休暇は適応されないルールになっている。喪に服す心情に配慮するが、ルールの見直しは考えていない。

組合員の声を反映させるため、再検討を要請！

第4項 鉄道各社との境界駅における案内LED等の設置は実際に従事する社員の意見を踏まえ、本社が責任を持って行うこと。

組合 新横浜駅では、JR 東海側に案内がなく JR 東日本の改札に問い合わせが集中している。境界駅ではお客様にどう情報を伝達するかが重要となる。組合員の声に踏まえ案内版などを設置すべきだ。

会社 改札で十分な案内ができるように、案内ツールは配備している。基本的には支社財源であり、現場の意見を支社が吸いあげ、他社との協議は支社が行うが、実際他社の敷地の場合の交渉はかなりハードルが高い。

北陸新幹線の金沢延伸についても同様なことが起こる認識で一致！